

令和 8 年 9 月 1 6 日

公 示

農産物検査法（昭和 2 6 年法律第 1 4 4 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、同条第 3 項において準用する同法第 1 7 条第 6 項の規定に基づき公示する。

鳥取県知事

様式第 4 号

登録番号	9	登録年月日	平成28年9月16日				
登録検査機関の名称		農事組合法人楽祐					
代表者氏名		理事 赤井 政司					
主たる事務所の所在地		西伯郡伯耆町白水450-1					
登録の区分		品位等検査					
農産物の種類		国内産もみ、国内産玄米					
農産物検査 を行う区域	農 産 物 検 査 員			成分検査業務受委託先			
	氏 名	農産物の種類	証明書 番 号	受委託 の区分	登録検査機関 の名称	代表者 氏 名	主たる事務 所の所在地
鳥取県	横川 敦男	もみ、玄米	K3128146				
備 考	略称「らくゆう」、登録更新						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。